

Client Alert

2022年 3月

マレーシア：間接税の自主開示及び特赦プログラムに関する法的解説

For further information, please contact:

Adeline Wong
Partner
+603 2298 7880
adeline.wong@wongpartners.com

Kelvin Hong
Senior Associate
+603 2299 6446
kelvin.hong@wongpartners.com

Wong Wei Lit
Legal Assistant
+603 2299 6500
weilit.wong@wongpartners.com

日本語でのお問い合わせ:

Yoko Inoue(井上 洋子)
+65 6434 2605
yoko.inoue@bakermckenzie.com

概略

昨年の 2022 年度マレーシア予算案スピーチにおいて、財務大臣は、マレーシア政府の税収増につなげる共同策の一部として、間接税の特別自主開示プログラムを導入すると発表した。本プログラムの基盤となるガイドライン¹(「ガイドライン」)が最近、マレーシア関税局(「関税局」)により公表されており、間接税の自主開示及び特赦プログラム(「VA」)と称される枠組みにおいて、特赦の要素(以下に考察する)が組み込まれているのは注目に値する。

マレーシアのビジネス界にとって、VA と言えば、2018 年にマレーシア政府が導入し、参加したマレーシア納税者たちから賛否両論の反応があった、直接税の特別自主開示プログラムが思い出される。当時のプログラムは、とりわけ開示されたコンプライアンス問題に対する関税監査免除の保証がなく、その自主開示が近い将来に参加者の監査リスクに及ぼす潜在的ドミノ効果を考えると、あらゆる予想利益が帳消しになる可能性があった。

関税局により先に発表された徴収²目標の引き上げに加え、指定された徴収 KPI を満たす任務を背負った関税局職員により展開される、ますます攻撃的になる関税監査戦略を目の当たりにしている。よって、関心のある企業は、VA に参加することで得られる利益と、自社のコンプライアンスプロファイル及びリスクへの潜在的影響とを慎重に比較検討すべきである。

ご検討いただくため、VA の顕著な特徴を以下にまとめる。

VA の適用範囲

ガイドラインに基づき、VA は以下の間接税領域のみに適用される。

¹ https://myva.customs.gov.my/GUIDELINE_VA_AS_AT_31_12_2021.pdf

² <https://www.thestar.com.my/aseanplus/aseanplus-news/2021/03/21/malaysian-customs-dept-targets-rm40bil-from-taxes-this-year>



輸入関税



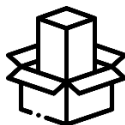
輸出関税



物品税



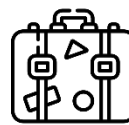
物品サービス税



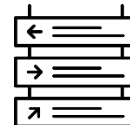
売上税



サービス税



観光税



出国税

VA のカテゴリー

VA で利用可能なプログラムには、次の 2 つのカテゴリーがある。

- **自主開示プログラム** — これには開示時点で関税局に知られていない又は発見されていない誤り又はコンプライアンス違反の開示が含まれる。
- **特赦プログラム** — これを利用できるのは、既に関税局による正式な監査を受け、関税局から要求書 (Bill of Demand) を受け取っている会社である。

注意すべき点は、双方のプログラムは、2021 年 10 月 31 日以前に発生しているあらゆる関税、税金、ペナルティ、債務などにのみ適用されることである。2021 年 10 月 31 日より後に生じたあらゆる関税、税金、ペナルティ、債務などは、今回の VA の対象ではない。

Wong & Partners のコメント#2: 上記 2 つのどちらのプログラムが自社に適しているかを判断するのは、極めて重要である。なぜならこの判断によって、その企業が利用可能な優遇特権の種類と範囲が変わるためである。これは最も効果的な方法で企業のエクスポージャーを軽減するために行うべき戦略構築にも影響を及ぼす可能性がある。

一般的な経験則として、企業が既に監査を受け、関税局から要求書 (Bill of Demand) を受け取っている場合、当該企業は特赦プログラムだけを受けられる。特赦プログラムで付与される優遇措置は、自主開示プログラムに基づく優遇措置ほど魅力的ではない。監査の状況に応じて、企業は VA に基づく最も有利な優遇措置を確実に利用できるように、とりわけ以下に述べる時間的制約を念頭に置いて、自社にとって可能な全ての戦略を慎重に評価する必要がある。



VA 優遇措置

VA がもたらす 3 つの重要な財務上の優遇措置は、以下の表にあるように、2 つの主要フェーズにより特権の範囲が変わってくる。

優遇措置	第 1 フェーズ (2022 年 1 月 1 日から 2022 年 6 月 30 日)	第 2 フェーズ (2022 年 7 月 1 日から 2022 年 9 月 30 日)
未払税金と関税の 不足額に関する 一括免除	自主開示プログラムに 含まれるカテゴリーの コンプライアンス違反に 関して 最高 30% の免除 特赦プログラムに含ま れる状況に関して 10% の免除	基本的に、第 1 フェー ズに基づき付与される 免除率の半分
あらゆるペナルティや 課徴金に関する 一括免除	100% (ただし、2021 年 10 月 31 日以前に発行され た要求書に関するあら ゆる未払ペナルティに ついては、90% のみの 免除率)	50% (ただし、2021 年 10 月 31 日以前に発行され た要求書に関するあら ゆる未払ペナルティにつ いては、80% のみの免 除率)
特定された各違反に 対する複利支払 債務	未払関税と税金の合計額が RM 100,000 未満の 場合、 <u>開示ごと</u> に罰金 RM 500 未払関税と税金の合計額が RM 100,000 以上の 場合、 <u>開示ごと</u> に罰金 RM 1,000	



Wong & Partners のコメント#3: VAに基づき与えられる財務上の優遇措置は、企業がいつ全ての未払関税、税金及びペナルティ等を完済するかで異なる。例えば、企業が第1フェーズに基づく優遇措置を利用したい場合、全ての未払関税、税金及びペナルティを遅くとも2022年6月30日までに関税局に支払わなければならない。企業には一括払いか分割払いかの選択肢が与えられる。未払額が相当な額になる場合、企業は開示前に、キャッシュフローや流動性の問題がないことを確認すべきである。

監査免除

上記の財務上の優遇措置のほかに、関税局がガイドラインにおいて、VAの参加者に付与する以下の重要な監査免除を定めていることを強調しておきたい。

- **開示された活動と期間に関する監査免除** – 関税局は全ての開示を善意で受理し、開示に含まれる活動と期間に関しては、監査又は審査を行わない。ただし、その開示が不正に行われたことを示す強力な証拠がある場合を除く。
- **1年間の監査免除** – VAの全ての参加者に、2022年10月1日から1年間の監査免除が与えられる。

Wong & Partners のコメント#4: 2018年に導入された直接税の特別自主開示プログラムに参加した企業は、当時のガイドラインには同様の監査免除保証が明記されていなかったことをご記憶と思う。今回のVAのガイドラインとFAQにおける監査免除の明示的規定に加え、当事務所との様々なやり取りにおいて関税局の最高幹部が強調した口頭での同様な保証は、VAに参加を促すためビジネス界に一定の誘因を与えようとするマレーシア政府の努力を物語っている。しかしながら企業は、VAに参加することで得られる利益と、今後の自社の監査リスクプロファイルが変わる潜在的な可能性とを慎重かつ戦略的に比較検討すべきである。

監査免除保証に加え、注目すべき点として関税局は、VAを通して行われたあらゆる自主開示が秘密扱いにされるとしている。これはVAの過程で開示された全ての情報を他の政府機関とは共有しないという意味であることが、当事務所と関税局とのやり取りにおいて明確にされた。このことは状況をより俯瞰的に検討する上で、とりわけVAへの参加に付随する潜在的なリスク要因を特定する上で、非常に重要な意味を持つと考える。

VAを視野に入れて詳細に分析する際は、絶対的なものは存在しないため、慎重な心構えと対応が必要となる。



企業にとって何を意味するか？

当事務所と関税局との様々なやり取りの中で、今回の VA は、間接税に関する千載一遇の特別なプログラムであり、あらゆる間接税コンプライアンスギャップを企業が埋め合わせ、白紙の状態ですスタートする絶好のチャンスをもたらすとされている。

間接税コンプライアンスのギャップを特定するために社内デューデリジエンスを実施してこなかった企業にとって、VA はこれを実施するきっかけになるだろう。企業は問題となる全ての潜在的エクスポージャーを確実に把握するために、このようなデューデリジエンスを徹底的に行い、VA に参加する価値があるかどうかに関する情報を経営陣に伝える必要がある。また、デューデリジエンスのプロセスは慎重に管理すべきであり、その結果は極秘にすべきである（理想的には、法律により弁護士と依頼者の通信に与えられる秘密保護である秘匿特権を主張すべきである）。なぜなら、このような文書は、監査が行われる場合、関税局にとっては、当該企業のコンプライアンス違反に関するロードマップとなるためである。

既に関税局から要求書を受け取っている企業の場合、VA に基づき与えられる特権が関税局との紛争を早期に解決する正当な理由となるかどうかを判断するには、戦略的決定が必要になる。それには問題となるエクスポージャー、事件を防御する価値、勝訴する可能性、要求書について論争する／論争しない波及効果など、多数のファクターを検討する必要があり、企業にとって最善の行動方針を決定するには、包括的評価が必要となる。
